

## 議案第17号

### 山陽小野田市教育支援委員会の委員の委嘱等について

山陽小野田市教育支援委員会規則第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり山陽小野田市教育支援会の委員を委嘱し、又は任命すること。

令和4年5月19日提出

山陽小野田市教育委員会  
教育長 長谷川 裕

### 記

- 1 委嘱又は任命される者  
別紙名簿のとおり（3人）
- 2 任 期  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 委嘱及び任命の理由  
3人が退職及び異動したため

### 【参考】

山陽小野田市教育支援委員会規則 （抜粋）  
（委員）

第2条 委員会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小中学校長代表
  - (2) 特別支援教育担当小中学校教員代表
  - (3) 医師
  - (4) 学識経験者
  - (5) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。